

## 回 答 書

受付番号	回収年月日	回収場所	担当主管課
第9号	令和元年11月29日	伊予市役所	市民福祉部市民課
題 目（テーマ）：転入時の委任状について			
提 案 理 由（要旨）			
<p>他市から転入手続に来ましたが、本人ではないので委任状が必要と言われました。本人は字も書けないと伝えましたが、それでも要るとのこと。</p> <p>転出の際は、委任状の話はなく転出届と身分証明証があれば構わないということでしたが、窓口担当者からは必要との一点張りでした。もう少しきちんと対応をしていただければと思います。</p>			
回 答 内 容			
<p>委任状による転入手続に際し、ご不快な思いをさせていただきましたこと、心よりお詫び申し上げます。</p> <p>伊予市では、市民の皆さまの権利を保証する根拠となる住民基本台帳の作成に当たり、「転入」「転出」「転居」「世帯変更」などの届出は、慎重の上にも慎重を重ねるため、単身世帯の場合、異動者本人又は本人から依頼を受けた代理人Aによる手続を実施しております。</p> <p>用意する委任状は、委任者ご自身が記入したものが原則ですが、身体的な理由で記入困難、意思確認が難しい人も増加しています。その場合、「A以外の人Bが代筆した委任状」も有効となります。</p> <p><b>本人が窓口に来られない場合(委任状による)手続の一例</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">※Bが代筆する場合は、代筆理由とBの氏名・押印、住所の追記が必要です。</p> </div>			
<p>そのことを十分にご理解いただけないまま、一方的に書類を整えるよう依頼したことに對しまして配慮が欠けておりましたこと、申し訳ありません。直ちに事務改善に向けて検討いたします。</p> <p>今後とも、丁寧な説明と市民の立場に立った窓口サービスの提供を行うべく、市民課職員一同努めてまいりますので、よろしく願いたします。</p>			